

長崎労働局発表  
平成28年1月28日

長崎労働局労働基準部監督課  
担当 監督課長 楠本 明彦  
専門監督官 中里 晋  
電話 095 - 801 - 0030

## 建設現場年末一斉監督を実施

～ 県内141現場を監督、違反率は65%と増加傾向～

長崎労働局(局長 大塚崇史)では、年度末に向けて工事請負量が増加し建設業における労働災害の発生が懸念されることから、平成27年12月1日から18日の間にわたり、県内6労働基準監督署において建設現場に対する一斉監督を実施しました。

### 【監督結果の概要】

- 1 労働安全衛生法違反で改善指導等を行った現場は全体の65.2%(141現場のうち92現場)となり、違反率は増加傾向にあります。
- 2 主な違反内容は、
  - ・元方事業者が下請事業者の安全管理を行っていなかったもの 58現場
  - ・足場や高所の作業場所に墜落防止措置を講じていなかったもの 66現場
 であり、これらは建設業特有の請負形態や高所作業により発生する違反と言えます。
- 3 19現場に対して作業停止命令等の行政処分を行いました。  
なお、作業停止命令等行政処分の件数は、昨年度と同数ですが高い数字です。

### 【監督結果の詳細】

表1 建設現場の違反状況

	監督現場数	違反現場数	違反率(%)
平成27年度	141	92	65.2
土木工事	60	31	51.7
建築工事	71	55	77.5
平成26年度	141	89	63.1
土木工事	57	25	43.9
建築工事	75	56	74.7
平成25年度	125	75	60.0
土木工事	48	20	41.7
建築工事	65	50	76.9

内訳工事種別に「その他」(電気工事等)は含みません。

表2 建設現場における違反の主な内容

主な違反内容	違反現場数			主な内容
	27年度	26年度	25年度	
【安全衛生管理面】 元方事業者が下請事業者の安全管理を行っていないかったもの	58 (41.1%)	38 (27.0%)	50 (40.0%)	・元方事業者(元請)が災害を防止するための必要な措置を講じていないこと(安衛法 29・30)
【墜落・転落防止】 足場や高所の作業場所に墜落・転落防止措置を講じていなかったもの	66 (46.8%)	52 (36.9%)	58 (46.4%)	・高所(高さ2m以上)作業を行うにあたり作業床(足場)又は墜落のおそれがある所に囲い等を設けていないこと (安衛則 518・519・653) ・足場に適切な手すりを設けていないこと(安衛則 563・655)
【安全な通路】 労働者が使用するための安全な通路を設けていなかったもの	18 (12.8%)	14 (9.9%)	14 (11.2%)	・労働者が使用するための安全な通路を設けていなかったこと(安衛則 540) ・法に適合した架設通路を使用していないもの(安衛則 522)
【車両系建設機械】 車両系建設機械を適正に使用していないかったもの	13 (9.2%)	11 (7.8%)	6 (4.8%)	・車両系建設機械作業にかかる作業計画を作成していないこと(安衛則 155) ・運転者が運転席から離れるときにバケットを地上に下ろしていないこと(安衛則 160)
【自主点検】 自主検査を実施していないかったもの	3 (2.1%)	5 (3.5%)	2 (1.6%)	・車両系建設機械について1月以内に1回、定期的に検査を行っていないこと(安衛則 168)
【クレーン】 クレーン取り扱いに係る違反	7 (5.0%)	6 (4.3%)	8 (6.4%)	・移動式クレーン作業にかかる作業計画を作成していないこと (クレーン則 66 の 2)

安衛法は労働安全衛生法(法律)のこと。安衛則は労働安全衛生規則(省令)のこと。

クレーン則はクレーン等安全規則(省令)のこと。

(作業停止命令等の概要)

法令違反が確認された現場のうち、放置することにより労働者に急迫した危険があると認められた19現場に対し作業停止又は立入禁止などを命令する行政処分を行った。

作業停止命令等の件数は昨年度と同数ですが、この2年間は高い数字です。

表3 作業停止命令等の件数

命令件数	
平成27年度	19
平成26年度	19
平成25年度	8

【災害発生状況と今後の取組み】

(1) 災害発生状況

長崎県内での平成27年の死亡災害は、12月31日現在で12件(前年同期11件)であり、そのうち7件が建設業の災害で倍増しています(前年同期3件)。

また、建設業の死傷災害は、12月31日現在で188件(前年同期204件)と対前年比7.8%減となっています。

表4 長崎労働局管内の労働災害発生状況(12月31日現在)

	平成27年		平成26年		平成25年	
	死傷災害	死亡災害	死傷災害	死亡災害	死傷災害	死亡災害
全産業	1,244	12	1,321	11	1,255	17
建設業	188	7	204	3	164	6
土木工事	54	1	70	0	48	1
建築工事	102	5	94	2	82	5
その他の建設	32	1	40	1	34	0

(注:死傷災害:死亡災害を含む休業4日以上労働災害)

(注:その他の建設:電気通信工事業、機械器具設置工事業など)

表5 死亡災害発生状況(12月末現在)

		平成27年	平成26年	平成25年
全産業	全国	885	969	955
	長崎県	12	11	17
建設業	全国	310	359	324
	長崎県	7	3	6

(2) 今後の取組み

長崎労働局では、労働災害ゼロを目標に「アクションZERO～長崎ゼロ災運動～(実施期間:平成28年1月1日～同年3月31日)」(資料4)を展開しています。この運動には、県内265事業場(うち、建設業28事業場)及び40の建設工事現場が参加しています。

今後も長崎労働局においては、建設業を災害多発業種と捉え、労働災害防止に向け、監督指導を通じた労働災害防止対策の徹底を図っていきます。

【参考】

- 資料1 建設現場年末一斉監督実施状況(平成21年度～27年度)
- 資料2 平成27年業種別・署別労働災害発生状況
- 資料3 平成27年死亡災害発生状況
- 資料4 アクションZERO(パンフレット)

## 建設現場年末一斉監督実施状況(平成21年度～27年度)

## 1 監督実施結果

## (1) 建設現場の違反状況及び行政処分件数

	監督指導 実施現場数	違反現場数	違反率(%)
27年度	141	92	65.20
土木工事	60	31	51.70
建築工事	71	55	77.50
26年度	141	89	63.10
土木工事	57	25	43.90
建築工事	75	56	74.70
25年度	125	75	60.00
土木工事	48	20	41.70
建築工事	65	50	76.90
24年度	161	74	46.00
土木工事	86	32	37.20
建築工事	64	40	62.50
23年度	129	58	45.00
土木工事	60	14	23.30
建築工事	64	37	57.80
22年度	150	61	40.70
土木工事	76	18	23.70
建築工事	67	38	56.70
21年度	138	60	43.50
土木工事	84	27	32.10
建築工事	45	29	64.40

行政処分件数	
年度	件数
27	19
26	19
25	8
24	9
23	11
22	12
21	12

## (2) 建設現場における違反の主な内容

主な違反内容	違反現場数(下段は違反率)						
	27年度	26年度	25年度	24年度	23年度	22年度	21年度
【安全衛生管理面】 元方事業者が下請事業者の安全管理を行っていなかったもの	58 41.1%	38 27.0%	50 40.0%	50 31.1%	34 26.4%	37 24.7%	33 23.9%
【墜落・転落防止】 足場や高所の作業場所に墜落・転落防止措置を講じていなかったもの	66 46.8%	52 36.9%	58 46.4%	39 24.2%	36 27.9%	47 31.3%	34 24.6%
【安全な通路】 労働者が使用するための安全な通路を設けていなかったもの	18 12.8%	14 9.9%	14 11.2%	13 8.1%	12 9.30%	15 10.0%	11 9.4%
【車両系建設機械】 車両系建設機械を適正に使用していなかったもの	13 9.2%	11 7.8%	6 4.8%	13 8.1%	10 7.8%	12 8.0%	11 8.0%
【自主点検】 自主検査を実施していなかったもの	3 2.1%	5 3.5%	2 1.6%	8 5.0%	4 3.1%	3 2.0%	8 5.8%
【クレーン】 クレーン取り扱いに係る違反	7 5.0%	6 4.3%	8 6.4%	5 3.1%	2 1.6%	3 2.0%	5 3.6%

	長崎		佐世保		江迎		島原		諫早		対馬		合計		前年同期		増減率
	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	
<b>製造業小計</b>	<b>109</b>	<b>1</b>	<b>48</b>	<b>1</b>	<b>27</b>	<b>0</b>	<b>34</b>	<b>0</b>	<b>71</b>	<b>0</b>	<b>11</b>	<b>0</b>	<b>300</b>	<b>2</b>	<b>319</b>	<b>4</b>	<b>-6.0%</b>
食料品製造業	17	0	13	0	10	0	22	0	33	0	5	0	100	0	111	0	-9.9%
繊維工業	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	2	0	0	0	-
衣服その他の繊維	0	0	1	0	3	0	0	0	0	0	0	0	4	0	4	0	0.0%
木材・木製品	2	0	0	0	0	0	3	0	2	0	2	0	9	0	8	1	12.5%
家具・装備品	0	0	1	0	0	0	0	0	3	0	0	0	4	0	1	0	300.0%
紙・紙加工品	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	-50.0%
印刷・製本	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	-100.0%
化学工業	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	3	0	2	0	50.0%
窯業土石	4	0	2	0	1	0	1	0	4	0	2	0	14	0	19	0	-26.3%
鉄鋼業	0	0	2	0	0	0	1	0	2	0	0	0	5	0	7	0	-28.6%
非鉄金属	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0.0%
金属製品	23	0	6	0	7	0	2	0	10	0	0	0	48	0	51	0	-5.9%
一般機械器具	10	0	11	1	0	0	0	0	8	0	0	0	29	1	36	2	-19.4%
電気機械器具	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	-50.0%
輸送用機械等	44	1	10	0	1	0	0	0	2	0	1	0	58	1	50	1	16.0%
うち造船	44	1	10	0	1	0	0	0	0	0	1	0	56	1	49	1	14.3%
電気・ガス・水道業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	-100.0%
その他の製造	8	0	2	0	0	0	4	0	7	0	0	0	21	0	19	0	10.5%
<b>鉱業小計</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>2</b>	<b>0</b>	<b>6</b>	<b>0</b>	<b>-66.7%</b>
石炭鉱業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
土石採取業	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	6	0	-66.7%
その他の鉱業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
<b>建設業小計</b>	<b>66</b>	<b>1</b>	<b>43</b>	<b>0</b>	<b>8</b>	<b>3</b>	<b>16</b>	<b>2</b>	<b>42</b>	<b>1</b>	<b>13</b>	<b>0</b>	<b>188</b>	<b>7</b>	<b>204</b>	<b>3</b>	<b>-7.8%</b>
土木工事	14	0	19	0	2	1	3	0	9	0	7	0	54	1	70	0	-22.9%
建築工事	43	0	20	0	5	2	11	2	17	1	6	0	102	5	94	2	8.5%
その他の建設	9	1	4	0	1	0	2	0	16	0	0	0	32	1	40	1	-20.0%
<b>運輸交通業</b>	<b>35</b>	<b>0</b>	<b>16</b>	<b>0</b>	<b>9</b>	<b>0</b>	<b>9</b>	<b>0</b>	<b>37</b>	<b>0</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>107</b>	<b>0</b>	<b>143</b>	<b>2</b>	<b>-25.2%</b>
鉄道等	5	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	6	0	6	0	0.0%
道路旅客	8	0	6	0	2	0	0	0	1	0	0	0	17	0	30	2	-43.3%
道路貨物運送	22	0	10	0	6	0	9	0	34	0	1	0	82	0	105	0	-21.9%
その他の運輸交通	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2	0	2	0	0.0%
<b>貨物取扱業</b>	<b>3</b>	<b>0</b>	<b>3</b>	<b>0</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>2</b>	<b>0</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>10</b>	<b>0</b>	<b>11</b>	<b>0</b>	<b>-9.1%</b>
<b>農林業</b>	<b>9</b>	<b>0</b>	<b>7</b>	<b>0</b>	<b>3</b>	<b>0</b>	<b>7</b>	<b>0</b>	<b>17</b>	<b>0</b>	<b>5</b>	<b>0</b>	<b>48</b>	<b>0</b>	<b>28</b>	<b>0</b>	<b>71.4%</b>
農業	7	0	7	0	1	0	4	0	14	0	0	0	33	0	19	0	73.7%
林業	2	0	0	0	2	0	3	0	3	0	5	0	15	0	9	0	66.7%
<b>畜産・水産業小計</b>	<b>11</b>	<b>0</b>	<b>3</b>	<b>0</b>	<b>4</b>	<b>0</b>	<b>5</b>	<b>0</b>	<b>2</b>	<b>1</b>	<b>4</b>	<b>1</b>	<b>29</b>	<b>2</b>	<b>41</b>	<b>0</b>	<b>-29.3%</b>
畜産業	1	0	0	0	1	0	3	0	0	0	0	0	5	0	7	0	-28.6%
水産業	10	0	3	0	3	0	2	0	2	1	4	1	24	2	34	0	-29.4%
<b>第三次産業小計</b>	<b>262</b>	<b>0</b>	<b>103</b>	<b>0</b>	<b>22</b>	<b>0</b>	<b>46</b>	<b>0</b>	<b>106</b>	<b>1</b>	<b>21</b>	<b>0</b>	<b>560</b>	<b>1</b>	<b>569</b>	<b>2</b>	<b>-1.6%</b>
商業	74	0	35	0	8	0	17	0	25	0	6	0	165	0	186	0	-11.3%
金融広告業	15	0	1	0	1	0	1	0	2	0	0	0	20	0	15	0	33.3%
映画・演劇業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
通信業	12	0	3	0	1	0	4	0	2	0	0	0	22	0	18	0	22.2%
教育・研究業	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	6	0	-50.0%
保健衛生業	78	0	14	0	5	0	14	0	36	0	10	0	157	0	155	0	1.3%
接客娯楽業	27	0	27	0	3	0	4	0	17	1	1	0	79	1	72	0	9.7%
清掃・と畜	39	0	7	0	2	0	2	0	13	0	1	0	64	0	52	1	23.1%
官公署	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	7	0	-57.1%
その他の事業	16	0	11	0	2	0	4	0	11	0	3	0	47	0	58	1	-19.0%
<b>合計</b>	<b>496</b>	<b>2</b>	<b>223</b>	<b>1</b>	<b>74</b>	<b>3</b>	<b>117</b>	<b>2</b>	<b>277</b>	<b>3</b>	<b>57</b>	<b>1</b>	<b>1,244</b>	<b>12</b>	<b>1,321</b>	<b>11</b>	<b>-5.8%</b>
前年同期	512	3	239	3	90	1	132	1	292	2	56	1	1,321	11			
対前年増減数	-16	-1	-16	-2	-16	2	-15	1	-15	1	1	0	-77	1			
対前年増減率	-3.1%	-33.3%	-6.7%	-66.7%	-17.8%	200%	-11.4%	100%	-5.1%	50%	1.8%	0%	-5.8%	9.1%			

死傷病報告による（死亡者は内数）

死亡災害件数については、業務上外調査を含む

## 平成27年死亡災害発生状況

長崎労働局

(12月末現在)

番号	発 生 年 月	被 災 者 種 類	発 生 状 況 の 概 要	業 起 事 故 の 種 物 型	所 轄 署
1	27.2	男	造船所内で船体ブロックにて、H鋼(長さ約8m、重さ約2t)が高さ約2mの位置から落下し、近くで溶接作業を行っていた被災者の上半身に当たり、死亡したものの。	製造業 (造船業)	長 崎
		溶接工		材料	
		36歳		飛来・落下	
2	27.3	男	被災者は、浄化槽の埋設工事現場で、掘削した穴(3m×5m×H2.3m)の中にいた作業員からハンマーを受け取る際、バランスを崩して穴に転落し、穴の底に置いてあったドラグ・ショベルのバケットで頭部を打ち、死亡したものの。	建設業 (その他)	長 崎
		作業員		作業床	
		79歳		墜落・転落	
3	27.3	男	宅地の石垣積み作業において、ドラグ・ショベルで石を吊り設置作業中にドラグ・ショベルが転倒し3.4m下の道路へ転落し、死亡したものの。	建設業 (建築)	江 迎
		作業員		掘削用機械	
		57歳		墜落・転落	
4	27.4	男	鶏舎屋根の被せ作業において、被災者と作業員の2人で1枚の屋根材(長さ6.65m、重さ約15kgのガルバリウム鋼板)の運搬作業中に被災者が足を滑らせて屋根の端から約7m下の地面に墜落し、死亡したものの。	建設業 (建築)	島 原
		大工		屋根	
		76歳		墜落・転落	
5	27.5	男	解体工事現場で発生した廃棄物を処分場へ運搬するため、トラックを運転して道路上を走行していたところ、道路脇の電信柱に激突し、死亡したものの。	建設業 (建築)	江 迎
		解体工		トラック	
		68歳		交通事故	
6	27.6	男	建築物の外壁塗装工事において、被災者が外部足場2層目にてかがんだ姿勢で作業を行っていたところ、作業床と手すりの間から後ろ向きに2.7m下の地面に墜落し、死亡したものの。	建設業 (建築)	諫 早
		塗装工		足場	
		36歳		墜落・転落	
7	27.7	男	住宅の新築工事において、午前8時から基礎の型枠組立て作業を事業主と2人で行っていたが、午後3時の休憩時に体調不良を訴えたため、車の中で休んでいた。 午後5時45分頃、車内でぐったりしている被災者を発見し、救急車にて病院へ搬送したが熱中症により死亡したものの。	建設業 (建築)	島 原
		大工		高温・低温環境	
		59歳		高温・低温物との接触	
8	27.7	男	工場内において、作業員2名が15t天井クレーン及び2.8t橋形クレーンを使用して鉄板(長さ7m、幅2m、重さ約3t)を共振り移動中、先行して走行させていた天井クレーンを停止させようとしたところ、後続の天井クレーンの停止のタイミングずれ、ついていた鉄板が荷振れし、荷下し後の作業のため近くで待機していた被災者の腹部に鉄板が激突し、他の部品との間に挟まれ死亡したものの。	製造業 (一般機械器具)	佐 世 保
		溶接工		クレーン	
		61歳		激突され	
9	27.9	男	大雨が降った影響により定置網に取り付けてある浮きに不具合が生じたため、作業員が潜水業務にて浮きの結び直しを行った。 潜水業務が終了後、船にて移動していたところ、潜水作業員が体調不良を訴えたため、救急車にて病院へ搬送したが死亡したものの。	水産業 (漁業)	対 馬
		作業員		異常環境等	
		41歳		有害物等との接触	

# 平成 27 年死亡災害発生状況

長崎労働局  
(12月末現在)

番号	発 生 年 月	被 災 者 種 類	発 生 状 況 の 概 要	業 種 別 起 事 故 の 型	所 轄 署
10	27.11	男	橋りょうの補修工事のために設置されたつり足場の解体作業において、つり足場の解体作業に従事する労働者が誤って約 30 メートル下の海に墜落し、死亡したものの。	建設業 (土木)	江 迎
		とび工		建築物・構築物	
		24 歳		墜落・転落	
11	27.12	男	宴会場の天井に据付けてある照明灯の故障状況を確認するため、被災者が脚立に上って作業していたところ、高さ約 2m の位置から転落して頭部を強打し、死亡したものの。	接客娯楽業 (旅館業)	諫 早
		管理者		はしご等	
		46 歳		墜落・転落	
12	27.12	男	海上のカキ養殖用のいかだ上で、いかだの傍に停めていた船を固定していたロープを被災者が外したところ、風で船がいかだから離れたため、船をつかもうとした際に誤って海へ転落し、死亡したものの。	水産業 (その他)	諫 早
		作業員		その他の仮設物・ 建築物・構築物等	
		68 歳		おぼれ	

	合 計	管 轄 署 別						業 種 別					
		長 崎	佐 世 保	江 迎	島 原	諫 早	対 馬	製 造	建 設	運 輸 交 通	農 林 水 産	商 業	そ の 他
平成 27 年	12	2	1	3	2	3	1	2	7		2		1
平成 26 年	11	3	3	1	1	2	1	4	3	2			2



長崎に無災害の輪を広げよう！

参加事業場募集中！

参加申込期限：平成 27 年 12 月 28 日

# アクション ZERO

Step1

～ 長崎ゼロ災運動に参加しましょう ～



ジャイアント・カンチレバークレーン  
(世界遺産登録)

ジャイアント・カンチレバークレーン（世界遺産登録）の  
写真は三菱重工業株式会社より提供。  
当該設備は非公開施設です。

**アクション ZERO**…各事業者、労働者及び長崎労働局（各労働基準監督署）が協力して、究極の目標である「労働災害**ゼロ (ZERO)**」に向けて取り組む事業場参加型の**安全活動 (アクション)**のことです。

**長崎ゼロ災運動**…各事業場において、労働災害ゼロと事業場独自のゼロ目標の達成に向けて3か月間取り組むものです。参加を御希望される場合は、長崎労働局健康安全課又は県内の労働基準監督署（駐在事務所）までお申込みください。



達成者には認定証の交付及び局ホームページへの公表（希望者のみ）を行います。  
詳しくは「アクション ZERO Step1～長崎ゼロ災運動～」実施要綱、長崎労働局のホームページ又は左記QRコードを御参照ください。



厚生労働省 長崎労働局・各労働基準監督署

後援：長崎県

# アクション ZERO Step1～長崎ゼロ災3か月運動～について

## 1 局長メッセージ

究極の目標 「労働災害ゼロ」を目指して！

長崎県内では、1年間に1,400人を超える労働者が休業4日以上労働災害に被災しています。年間所定労働日数を250日とすると1日に5人もの方が被災していることになります。

このうち、不幸にも労働の現場で命を落とされる方も後を絶たない状況にあります。

労働災害は、本人が痛い思いをし、大切な家族にも心配をかけ、会社にとっては大切な労働力を失い、場合によっては、社会的責任をとらなければいけなくなることがあります。

労働災害を起こさないようにするためには、労働災害の原因となる「人の不安全行動」や「物の不安全状態」を減らす必要があります。そのためには、安全ルールの順守、安全衛生知識の付与、万一に備えての訓練の実施、機械設備の安全化、日頃の安全点検が必要です。

長崎労働局では、誰もが安心して健康に働くことができる社会を実現するため、労働災害ゼロを目標として「アクションZERO～長崎ゼロ災運動～」を展開することといたしました。

事業主の方々には、本運動にぜひ参加していただき、本運動を通じて安全衛生の意義やその大切さを再確認していただき、それぞれの事業場において自主的な安全衛生活動が更に充実されることを期待しております。

平成27年11月 長崎労働局長 大塚崇史

## 2 長崎ゼロ災3か月運動実施期間

実施期間：平成28年1月1日から

平成28年3月31日まで

(参加申込み期間：平成27年12月1日から

平成27年12月28日まで)

## 3 実施内容

①安全衛生管理活動を通じ、運動期間中の労働災害0(ゼロ)を目指します。

②労災ゼロの他、事業場独自の安全衛生目標をたて目標達成を目指します。



## 4 参加資格及び申込み条件

参加費：無料

資格：長崎県内に所在する事業場

(建設業の場合は、工事現場単位でも参加可)

条件：「アクションZERO～長崎ゼロ災運動～」に参加していることを事業場内外へPR(ポスターや看板の設置など)

## 5 参加方法

「参加申込書」に必要事項を御記入の上、長崎労働局健康安全課及び長崎県内各労働基準監督署に郵送又はFAXにてお申込みください。

(長崎労働局ホームページの【アクションZERO】特設サイトのメールアドレスへの申込みも可能です)

## 6 結果報告

参加事業場は、運動期間終了後、「結果報告書」に必要事項を御記入の上、平成28年4月20日までに長崎労働局健康安全課及び長崎県内各労働基準監督署に郵送又はFAXにて御報告ください。

(長崎労働局ホームページの【アクションZERO】特設サイトのメールアドレスへの報告も可能です)

## 7 認定証の交付

3か月間の労働災害ゼロ及び独自のゼロ目標(100%目標)を達成した参加事業場に対して、「長崎ゼロ災3か月運動無災害達成認定証」を交付します。

## 8 目標

事業場トップ等による「安全衛生宣言」により職場の危険ゼロ及び労働者の健康確保を目指した取組を行い、3か月間の労働災害ゼロを目標とします。

また、全体目標【労働災害ゼロ】に加えて参加事業場独自の【ゼロ目標又は100%目標】を掲げることとします。  
※事業場独自目標は、安全衛生に関する目標とし、運動期間中に達成できるものとしてください。

(例)

- ・赤チン災害も起こさない「不休災害ゼロ！」
- ・業務中、通勤中も含めて「交通事故ゼロ！」
- ・ヒューマンエラー防止のため「指差呼称100%実施！」
- ・計画通りの安全衛生活動推進のため「安全衛生管理計画完全実施！」
- ・過重労働防止のため「全社員長時間労働(休日・時間外労働月45時間以内)ゼロ！」
- ・事業の種類に応じた目標として「腰痛災害ゼロ!」「転倒災害ゼロ!」 など



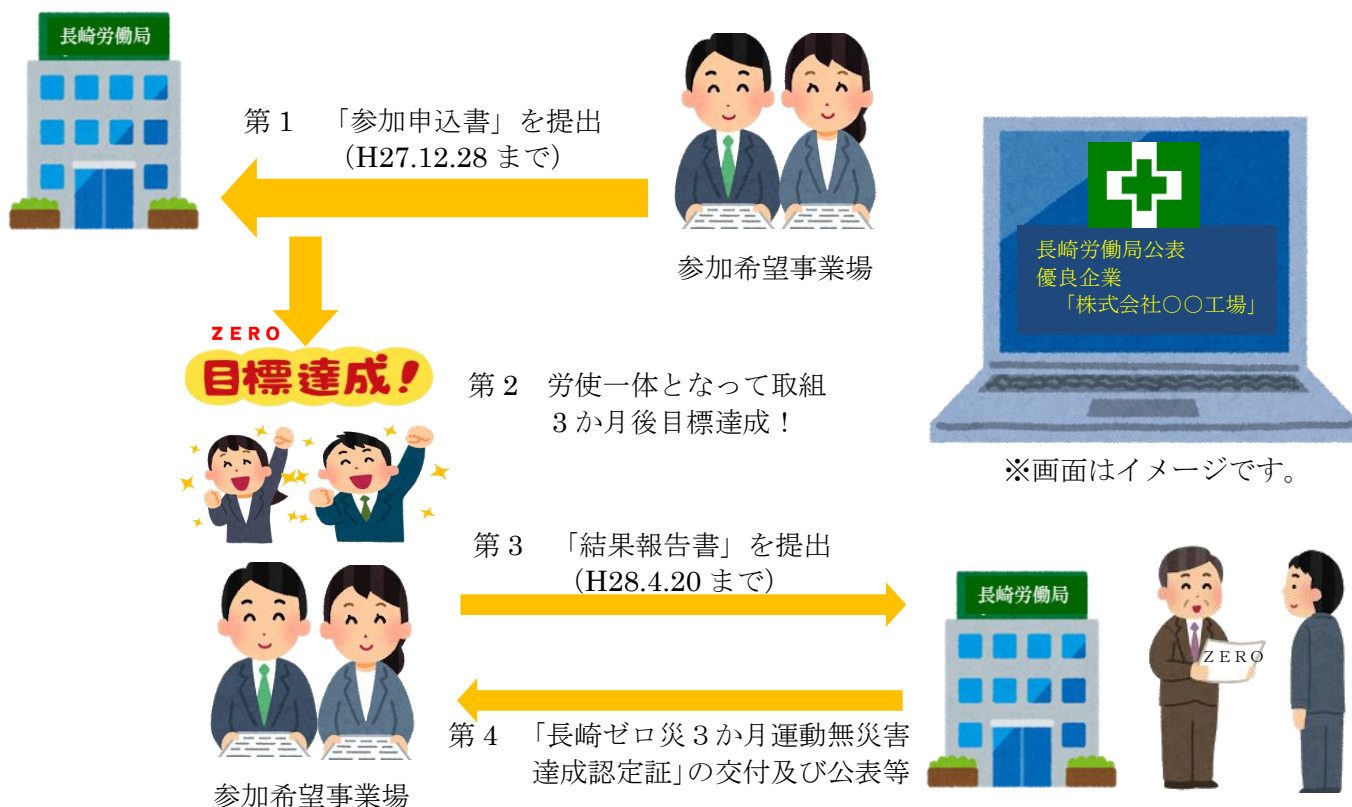
## 9 注意事項

① ここで言う「労働災害」には、障害のない不休災害及び通勤災害を含みません。また、製造業及び建設業の事業場で同一構内、工事現場内において関係請負人の労働者も作業を行っている場合は、当該労働者の労働災害もゼロにする必要があります。

② 「長崎ゼロ災3か月運動無災害達成認定証」交付後に結果報告書と異なる事実（労働災害の発生及び独自目標の未達成等）が判明した場合には、認定を取り消し、同認定証を返還していただきます。

また、目標を達成した場合でも参加事業場において労働行政に係る重大な法律違反の事実及び労使間のトラブル等の問題により認定することが社会通念上ふさわしくないと長崎労働局長が認めるときには、認定証の交付を行わない場合があります。

## 申込みから認定までの流れ



## 申込み・連絡先一覧表

名称	所在地	連絡先
長崎労働局労働基準部 健康安全課	〒850-0033 長崎市万才町 7-1 住友生命長崎ビル 6階	電 話 095-801-0032 FAX 095-801-0031


名称	所在地	連絡先
長崎労働基準監督署 安全衛生課	〒852-8542 長崎市岩川町 16-16 長崎合同庁舎 2階	電 話 095-846-6392 FAX 095-846-2480
五島駐在事務所	〒853-0015 五島市東浜町 2-1-1 福江地方合同庁舎内	電 話 0959-72-2951 FAX 0959-72-7116
佐世保労働基準監督署 安全衛生課	〒857-0041 佐世保市木場田町 2-19 佐世保合同庁舎 3階	電 話 0956-24-4161 FAX 0956-24-4434
江迎労働基準監督署 監督・安衛課	〒859-6101 佐世保市江迎町長坂 123-19	電 話 0956-65-2141 FAX 0956-65-2142
島原労働基準監督署 監督・安衛課	〒855-0033 島原市新馬場町 905-1	電 話 0957-62-5145 FAX 0957-62-5146
諫早労働基準監督署 安全衛生課	〒854-0081 諫早市栄田町 47-37	電 話 0957-26-3310 FAX 0957-26-3356
対馬労働基準監督署 監督・安衛課	〒817-0016 対馬市厳原町東里 341-42 厳原地方合同庁舎内	電 話 0920-52-0234 FAX 0920-52-2622
壱岐駐在事務所	〒811-5133 壱岐市郷ノ浦町本村触 620-4 壱岐地方合同庁舎内	電 話 0920-47-0467 FAX 0920-48-0240

※電話番号、FAX番号はお間違いがないよう御確認ください。

長崎労働局ホームページアドレス <http://nagasaki-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

長崎労働局健康安全課メールアドレス [anzen@fuga.ocn.ne.jp](mailto:anzen@fuga.ocn.ne.jp)

検索




アクション ZERO 特設サイト

平成 28 年 月 日

## 平成 27 年度「長崎ゼロ災運動」結果報告書

当事業場が実施した「平成 27 年度長崎ゼロ災運動」の結果は、下記のとおり  
でしたので報告します。

記

長崎労働局長 殿

事業場所在地	〒 ー			
事業場名称 (建設工事現場の場合は 現場名も併記)				
担当者名 連絡先	職名 _____		氏名 _____	
	(TEL _____)		(FAX _____)	
	(e-mail _____)		( _____)	
事業場の労働者数	男 名、女 名、合計 名			
業種	製造業 建設業 運輸業 商業 その他 ( _____ )			
① 目標達成状況 労働災害発生状況	死亡	休業	不 休 (うち、障害が残るもの)	合 計
			( _____ )	( _____ )
② 独自目標達成状況	目 標 :			
	達成状況 :  確認者職氏名 _____			
③ 「安全衛生宣言」の実施	(1) 宣言者職氏名 _____			
	(2) 宣言方法 ・朝礼 ・文書配布 ・社内放送 ・社内掲示 ・社内メール ・社内安全大会 ・その他 ( _____ )			
	(3) 実施日 平成 年 月 日			
	(4) 対象者 ・全員 ・特定の役職者 ・その他 ( _____ )			
④ 目標達成のために 実施した事	・実施計画表の作成 ・安全衛生パトロールの実施 ・機械設備の改善 ・作業方法の改善 ・安全衛生教育の実施 ・インターネットや掲示板などツールの活用による安全意識の高揚 ・その他 ( _____ )			
⑤ 公表	長崎労働局ホームページに達成事業場名を公表 可 ・ 否			